

コンピューターの売買・リースと、プログラム供給義務
をめぐる法律問題

池田真朗

慶応義塾大学

コンピューターの普及に伴い、最近では大企業ばかりでなく、中小の事業所でもいわゆるOA化が飛躍的に進んできている。そこで問題として浮かび上がってきたのが、コンピューター本体は売買ないしリースで導入したものの、約定されていたプログラムが供給されないことを理由に契約を解消しようとするトラブルの発生である。この問題は、契約法的には、付随義務の不履行で主たる契約を解除できるか等の問題となるが、そのような事件の発生の背景には、コンピューターについての理解の乏しい事業者までがOA化に参加し、結果的に使いこなせずに終わるといふ、いわば「コンピューターの大衆化」による歪みもあるように思われる。それらをふまえて、コンピューターの売買・リース契約における債務の内容、すなわちコンピューター本体の契約におけるソフトウェアの位置付けを検討する。

"Contractual Problems around the Lease or Sale of Computers" (in Japanese)

by Masao IKEDA

Faculty of law, KEIO University, Mita, Minato-ku, Tokyo, 108 Japan

The "office automation" is making rapid progress not only in the large enterprises but also in the small-middle size business offices. One of the recent legal problems is to cancel lease or purchase contracts of computers by reason of non-fulfilment of the engaged obligation to offer certain programs. This problem may be considered juristically as the possibility of the rescission of main contract based on the non-fulfilment of incidental obligations. However this problem seems to arise from the fact that small businesses cannot fully utilize the computer system because of their misunderstanding of its function and efficacy. We have to examine the nature of the obligation of software-supplying in the lease or purchase contract of computers.

1 はじめに

今日、企業等におけるいわゆるOA化は飛躍的な進展を見せているが、OA化ないし各種業務の合理化・迅速化のためのコンピューター導入は、そのハード面とソフト面とが密接に関連して行なわれることになるのは勿論である。このような状況の中で、①東京地判昭和59年1月30日（判例時報1127号115頁）は、コンピューターの売買契約につき、それに付随したプログラムの供給債務の不履行を理由とする解除を否定した判決を出した。これは、この種の売買契約における裁判所の初めての判断のようである。一方コンピューターが売買ではなくリースで導入されたケースでは、プログラムの不備ないし引き渡し債務の不履行を理由とするリース契約の解除が問題とされた判決がすでにいくつもあり、最近でも、②大阪地判昭和60年7月5日（判例タイムズ567号210頁）が、コンピューターに関するリース契約において、リース会社の瑕疵担保責任免責特約（リース会社はリース物件のすべての瑕疵についても責任を負わない旨の特約）の効力がコンピューターと一体をなすプログラムにも及ぶと判示したのとして挙げられる。ここでは、とりあえずこの二つの判決を分析することによって、コンピューターの売買契約ないしリース契約における、主たる債務であるコンピューター本体の引渡しないし提供債務と、（約定されていた）プログラムの供給債務との関係を検討し、そこに包含される法的な問題点を考えてみたい。

2 東京地判昭和59年1月30日

(1) 事案の概要

会計事務所用コンピューターの製造販売を業とするX社は、昭和53年2月に、会計事務所を営むYとの間で、コンピューターCK300を代金550万円で売り渡す売買契約を結んだ（売買契約書は作成されていない。代金額550万円は、Yがそれまで使用していた端末機CK3（昭和49年にXより購入）を61万円で下取りし、さらに69万円を値引きして計上された額である。またこの売買契約に至るまでの経緯としては、まずXの従業員Aから、端末機CK3から新製品のオフィス・コンピューターであるCK300への切り替えを勧誘し、これに対しYは、かねてより自らプログラムを組んで独創性のある会計業務を行ないたいとの願望があったため、これをAに話し、昭和53年1月にXはYのためにはプログラム作成方法修得のための講習会を三日間開催したが、Yはその修得には至らなかつたという事実がある）。その際にYはXに対して、Yの会計監査業務に用いる帳表類を作成するためのプログラム6本（以下本件プログラムと呼ぶ）の作成・引渡しを依頼し、Xはこれを承諾した（本件コンピューターの注文書には、「プログラム6本を含む」との明示があった）。そしてXは同年6月、本件コンピューターをYに引き渡した。一方、本件プログラムの引き渡し債務の履行期は同年4月中旬とされたが、XはYに対し右履行期経過後に6本中2本を作成し引き渡したものの、残り4本については、作成の努力はしていたが最終的に完成し引渡しを完了するには至らなかつたようである。そしてYが代金550万円を支払わないので、Xは二年後の昭和55年1月に、売買代金請求訴訟を提起した（なおYは、本件コンピューターを、引渡しがあつて以来、他社から別のコンピューターを購入しデータの移し替えが完了した昭和56年11月頃まで、約三年半にわたり、主に税務会計用に継続的に使用している）。

右訴えに対しYは、売買契約に至った経緯を述べた上で、抗弁として、売買契

約の不成立ないし解除を主張した。すなわち、希望していたプログラム作成方法の修得ができなかつたので、自己の会計業務に最低必要な6本のプログラムをXに作成してもらえば、これに倣って必要に応じて他のプログラムも作成可能と考え、この旨をAに伝えて承諾を得た。そして、Xに対し前記注文書には、売買契約の条件として、「プログラム6本を含む」と明示したものである。「プログラム6本を含む」との文言の趣旨は、本件プログラムを、その内容がYに分かるような形で、たとえば、Yが指定したプログラム言語で、あるフォートランを用いて記載した6本のプログラムをプログラムシートとして提供することを意味する。コンピュータはハードウェアたる機械本体のみでは何の役にも立たず、購入者はプログラム作成方法の教示を予め受けることが不可欠であって、本件プログラムの内容が提供されない限り、本件売買契約は成立しない。また、仮に本件売買契約が成立しているとしても、本件プログラムをフォートランを用いて作成する旨の約定は本件売買契約の要する素た債務であるところ、うち4本はたびたびの催告にもかかわらず作成されていらないので、Yは第一回口頭弁論日に、Xに対し、本件コンピュータの引き取りを求め、注文を撤回する意思表示をしたので、仮に売買契約が成立しているものとすれば、それが契約解除の意思表示に該当する、というのである。これに対して、Xは、抗弁に対する認否の中で、本件コンピュータは、本件プログラムがなくても十分利用価値がある（従来C K 3の場合、これにより穿孔された紙テープをXの上野計算センターに運搬しそこで演算しなければならず、時間・費用がかかるうえ、誤りを修正するのが容易でない（再穿孔を要する））という欠点があるが、本件C K 3 0 0の場合、使用者において右作業が即時にできる（右欠点は解消されるし、仕訳日記帳等7本のパッケージプログラムも無償で提供されている）こと、「6本のプログラムを含む」という文言の趣旨は、プログラムの交付およびその操作方法の教授までは含んでも、プログラムの内容が分かるように提供することまでは含まないこと、また、作成交付すべきプログラムは、実用可能なアプリケーションプログラムであって、Yの主張するようなソースプログラムをYに理解できることではないこと、等を主張した。

(2) 判決の要旨

結論は、Y敗訴、Xの請求は全部認容（控訴中）。以下にその要旨を掲げる。まず売買契約の成否については、前記Xの、抗弁に対する認否で主張した事実をほぼ全面的に認容した上で、次のようにいう。「本件プログラムを作成し被告に引渡すことが本件売買契約上の原告の債務（以下これを「本件債務」という）となつていたことは否定できないが、この点も含めてXY間に契約内容につき客観的合致があつたことは明らかであり、本件において、売買契約が成立していないと認めるべき特段の事情は見出せない（売買契約書が作成されていないことは右特段の事情と見るべきでないことはいうまでもない）」「（Yの主張する、本件プログラムの作成が契約成立の条件であるとの点については）注文書による申込に右条件を付したものは認められず、むしろ、注文書によれば本件プログラム作成も含め原告に対し本件売買契約の申込をしたものと認めるほかない。自らプログラムを独自に作成して本件コンピュータを使用することが、Yの本件売買契約の動機となつていたことは明らかであるが、（YはXの本件プログラム作成いかんにかかわらず本件コンピュータ使用の便益を享受しており、）Yが右動

機を有しておりXもこれを了知していたことが本件売買契約成立自体を否定する
根拠とならないことは論をまたない。」

次に、契約解除の有効性については、以下の様に説いて否定する。まず、本
件債務の具体的内容について、「Yは、本件プログラムを購入動機からして、
本件プログラムをその内容がわかるような形で、たとえフォートランを用いて
本記載したプログラムシートを提供することを見ずるとし、それをAに伝えた
主張するが、Xが作成した本件プログラム中2本のプログラムにつき、そのプロ
グラムシートをYに交付するのは容易なのにYはその要求をしていなく、この
から右主張は認めがたく、)Xはプログラムシート等によりソースプログラムの
形ではなくアプリケーションプログラムの形でYに本件プログラムを提供しそ
操作方法を教示すれば足りるものと解する」としたうえで、「本件コンピュータ
一は従前Yが使用していた端末C K 3の欠点を解消し、これにより打ち出され
る帳表類がC K 3の場合と異ならないとしてもそれ自体で価値があるものであり
、パッケージプログラムによりコンピュータ一としての利用価値を享受し得るも
のであること、本件売買代金はXが本件債務履行のために要する費用を除外して
定められたこと、本件照らすと、本件売買契約は本件コンピュータ一自体を主
的とするもので、本件債務は本件随伴的なものであると解するのが相当である。
(本件債務はXの作成するプログラムの内容をYに理解させるといって、本件
いがないのであるから、)Yが右動機を有しこれを表示したかといふことは
買契約は、本件債務の履行をも主たる目的とするものと解すべきであるとい
てい言うことができなればかりでなく、主たる目的である本件コンピュータ一
い受けの前提条件となっておりと解するの相当ではない。」「前認定のとおり
、本件債務は本件売買契約の主たる目的ではなく付随的債務に過ぎないので
から、その不履行があっても、特段の事情のない限り、代金減額請求ができ
はともかく、契約を解除することは許されないものというべきところ、一右特
に段の事情は認めがたい。むしろ、被告が約三年半にわたり本件コンピュータ一
を使用し続けたこと、Xは本件プログラム作成が遅延したことからYの求めに
じ無償で部門別集計表作成のためプログラムを作成のうえYに引渡しているこ
と、さらに本件当時もコンピュータ一開発技術の発展は日進月歩であったこと
公知の事実であり、証拠によれば、C K 3 0 0 はもはや販売することは困難であ
ると認められること等の事情を総合すれば、本件債務の不履行を理由に契約
解除を認めることは、信義則上も許されないというべきである。」

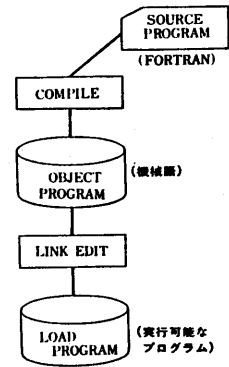
(3) 判決の評価

本判決の結論は、その認定した事実からすれば、まず妥当であろう。契約不正
率の主張はまず無理であろうと思われ、三年以上も一応の便益を得て利用し
たというのであれば、信義則的にも解除は認めがたいといふ判断は、一般の法感
情にも合致するものではないかと思われる。しかし、この結論は、判決が「付随
的債務にすぎない」とする本件プログラムの作成・引渡債務の評価いかんによ
ては逆転しうるものであることもまた否定できないのではなからうか。少なく
も、一般論としては、コンピュータ一本体の売買と、それにならうプログラ
ムの提供との関係には、様々な形態がありうると思われ、直接の先例が見当
いたため、多くは仮定の議論にならざるをえないが、以下には、そのハ
トの関係性を中心に、コンピュータ一の売買契約における法的問題を、本判決を

手がかりとする形で、考察してみたい。

(4) プログラム提供債務の具体的内容

本事案では、買主Yは、Xのプログラム提供債務の内容として、Yの指定する言語で書かれたソースプログラムをプログラムシートのような形で提供することであるとし、一方売主Xは、実行可能なアプリケーションプログラムを提供すればよいものとしていた。この点につき以下に検討する。一般にプログラムを作成してそれをコンピューターにのせて実行するまでの手順としては、①フローチャートにまとめた処理手続きを、プログラム言語（本事案では、フォートランを指定）を用いてコーディングシートに文章化する（本判決では「プログラムシート」という表現がされるが、これは一般にはあまりつかわれない表現であり、おそらくは、「コーディングシートその他の用紙で、プログラムの書かれたもの」というほどの意味で用いられているものと思われる）。こうして書かれたもの、あるいはそれをカードやテープ化したものがソースプログラム（原始プログラム）である。ちなみに、フォートランなどの高水準



言語で書かれたプログラムは、その言語の文法を知っている人が読めば、各行の意味は理解できるが、しかし各ソースプログラムは、その作成者のそれぞれの論理で書かれているため、その論理がわからなければ、プログラム全体は理解できない。②ソースプログラムのままでは計算機が解読できないので、コンパイラによる翻訳処理をする。こうしてでき上がるのが、特定の計算機が直接解読できる機械語によるオブジェクトプログラムである。機械語は、すべて0と1の数字の羅列で表現するものであるから、この段階になると、判読が非常に面倒になり、よほどの専門家でないと見ても理解ができなくなる。③オブジェクトプログラムの段階では、まだ特定の計算機の記憶装置のどこに割り付けられるか（絶対アドレス）が決められていないので、そのままでは実行ができない。これをリンケージエディター（連携編集プログラム）によって、実際に実行可能なプログラムに変える。こうして実行可能な形で出力されたプログラムがロードプログラムまたはロードモジュールと呼ばれるものである。さて、本判決ではアプリケーションプログラムという用語が使われているが、アプリケーションプログラムとは、通常は、管理プログラムに対する処理プログラムを指す（ジョブ・プログラムとも呼ばれる）言葉で、日常の仕事をコンピューターに移行する目的で作るプログラムのことである。これをX側は、「ソースプログラムをコンパイラによって翻訳し実用化したものがアプリケーションプログラムである」と定義して用いているようであるが、より正確には、右に掲げた手順におけるロードモジュール（あるいはオブジェクトプログラム）の段階になったアプリケーションプログラム、と表現すべきもののように思われる。

こうみえてくると、プログラムを提供する（作成・交付する）という債務の内容としては、●いわゆる、「でき上がったソフト」を渡す、すなわち、ロードモジュールの段階のテープやフロッピーを渡す、というものの他に、●その一段階前の、オブジェクトプログラムを渡す、●ソースプログラムを、テープやフロッピーなどの媒体に収めて渡す、●プログラムシート（コーディングシート）に手書

きされたソースプログラム（いわばプログラムの元原稿）を渡す、という各レベルのものが考えられ、本件では、Xは●ないし●を主張したのに対し、Yは●を主張した、ということになる。

この点、ソフトウェア販売会社が商品として販売するアプリケーションソフト（いわば既製品のアプリケーションプログラム）の場合には、オフィスコンピュータ以上の大型コンピュータを対象とするものについても、ロードモジュールかオブジェクトプログラムの形態をとるものが多く、ソースプログラムの形で販売されるものは少ないようである（中には、ソースプログラムが欲しい場合は別途相談に応じるというものとか、ソースプログラムは別価格とする（オブジェクトプログラムなどより高い）とするものもある）。もちろん、ソースプログラムを販売する場合でもプログラム媒体は磁気テープ等であり、コーディングシートのまま渡す例は皆無と思われる（注1. 日経データプロ・EDP・DP3-750-000以下の資料を参照したところによる）。そのような状況からすると、本件のようにアプリケーションプログラムをオーダーした場合でも、提供側と買主の間に特殊な関係でもない限り、●のレベルの債務内容が指定されることはまず考えられないと感ぜられる。つまり、●のレベルの債務内容は、提供側が買主側に当該プログラムのノウハウを与えてもよい、あるいは、与えることが義務付けられている、という関係がある場合にのみ考えられることになる。しかしこのレベルの債務内容で合意することは、実際には、買主側に相当の力量のプログラマーのいる場合に限られると思われる。なぜなら、既に述べたように、ソースプログラムのコーディングシートを見ても、そのプログラム言語の文法を理解している程度では、まずそのプログラム全体は理解できず、まして他への応用はなし難いからである。その意味で、Yの主張する●レベルの債務内容は、結局Y側に、指定したフォートランによるプログラム作成能力がなければ、本来ありえないものである。つまり、Yの考えた主張する、「講習でプログラム作成が修得できなかつたから、いくつかの手本にならプログラムをプログラムシートの形で貰って模倣しよう」という発想自体、矛盾しており、もしそう考えたのであれば、Yに明らかな見込み違いがあった、ということになるかと思われる。いずれにしても、本件におけるプログラム作成引渡債務の内容のレベルは、●のロードモジュールか、●のオブジェクトプログラムの引渡しとみてよいであろう。

3 コンピューターの売買とプログラム提供債務の関係性

(1) 付随的債務か

本判決がYの契約解除の抗弁を認めなかつた論理は、つまるところ、本件においてプログラム提供債務は付随的債務にすぎず、付随的債務の不履行では本体としての契約の解除はできない、というにつきる。その具体的認定の理由付けは、①CK300は、CK3の欠点を解消させるもので、同じ帳表類しか打ち出せなくとも、それ自体価値がある、②パッケージプログラムによりコンピュータと[★]しての利用価値を享受しうる、③本件売買代金はXの本件プログラム作成費用を含まない、という三点が挙げられている。しかしこれには反論は可能なのであって、①については、端末機のみを有していた者が計算機本体を購入すればそれだけで何らかのメリットがあるのは当然のごとで、そのメリットだけでも購入目的を達せるのかどうか問題なのである、②については、パッケージプログラム（

出来合いのプログラム、本件では計算機購入に伴い無償で提供されている)に価値があるかどうかと同題なではなく、パッケージプログラムと本件プログラムの内容を比較して、①と同様、パッケージだけでも購入目的を達せるといえるかどうかを論じ、②については、無償であるからといって随的債務とは必ずしもいえない(売主にとってはさしたる費用を要しないもので、買主にとっては購入を決定する要素たる債務と考えられるものもある)、等といえるのではなからうか。したがって、本判決で本件プログラム提供債務を随的債務と断じ、およびその獨創性、得られるメリットの大きさ、等を検討して、それがなかつた場合にパッケージプログラムのみでできる仕事内容、等と比較する作業が必要ではないかと思われる。

さらに、本件を離れて、一般にコンピューターの売買に伴ってプログラムの提供(ないし売買)が約される場合の両者の関係性にはどのようなものがあるか考えてみよう。基本的に、これまでのコンピューター導入のあり方は、ハードウェア中心の発想が強かったようであり、ソフトは、ハードについてくるものであれば、用途にあわせて他のソフトを加えていく、というものであった(このような傾向には、わが国におけるアンバンドリングすなわちハードとソフトの別売りの普及の遅れも大きな要因になっているとの指摘もある)。(注2、前掲日経データプロ・D P 3-700-004は「日本では、アンバンドリングが立ち遅れていて、ハード・ソフト込みで買えば安くなるという実情がある。これがソフトウエアはハードウェアの付属物という考え方を助長している」という)。しかしごく最近では、ソフトウエアの比重が相対的に高まってきているようである。ことに、小規模な事業所でコンピューターを導入する場合は、大企業が大規模コンピューターを導入して広汎な種類の事務処理をさせる場合とは異なり、そもそも特定のあるいは限定された種類の仕事をコンピューターの肩代わりさせることができるか(そのためのソフトがあるか)という問題関心が、ハードウェアの導入の判断に先行することは大いに考えられる。一例を挙げれば、昭和60年1月の新聞ではソフトウエア販売だけを業とし、ハードは一切扱わないベンチャービジネスが紹介されていたが、この記事で注目されるのは、このようなソフト専売会社の出現それ自体ではなく(ちなみに米国では既にこのような企業は珍しくない)、一定の仕事のできるソフトを、コンピューター未導入の企業に売り込むという取引が成り立つ(したがって購入に踏み切る側は必然的にそのソフトが乗るコンピューター本体も導入する)ようになってきている、という点である。ここでは、従来のハードとソフトの関係は完全に逆転している。この例からみても、コンピューター本体の売買契約がある特定の仕事をさせるプログラムの譲渡ないし提供を前提条件とするというような契約形態も、これからは大いに出現する可能性があり、さらには、プログラムの引渡債務の不履行が、コンピューター売買契約を不成立ならしめる、あるいは、要素たる債務の不履行となって解除を可能ならしめる、という判決の出現も、大いに予想されることである。

(2) 要素たる債務とは

「随的債務の不履行では本体たる契約を解除することはできない」というのは、通常公式的に説かれるところである。しかし、(ここでは詳論はさけるが、

）最高裁は、外形が付随的債務でも内容が要素たる債務であれば、その不履行に
よって契約解除ができるとの態度を取っている（たとえば昭和43年2月2
3日民集22巻2号281頁）のであって、それが当事者の合理的意思からみて、要素
たる債務といえないものであっても、それが達成するために必要不可欠の債務であつた
ならば、その不履行があれば契約を解除することは可能なのである。したがって
て、本件コンピュータの問題に戻れば、既に述べた、プログラムの引渡債務の
不履行が、コンピュータ本体の売買契約の要素たる債務の不履行であつて解除
を可能ならしめる、という判例の出現の可能性というものは、理論的にも肯定さ
れる（あるいは、否定要素はない）といつてよいのではなからうか。

4 コンピューター売買契約と信義則

次に、コンピュータ売買契約一般について、買主の側の信義則違反の問題を
考えてみたい。本件判決は、Yが約三年半にわたり本件コンピュータを使用し
続けたこと、本件当時もコンピュータ開発技術の発展は日進月歩であったこと
は公知の事実であること、CK300はもはや販売することは困難であること、
等の事情から、本件プログラム引渡債務の不履行を理由に契約の解除を認めるこ
とは信義則上も許されない、と判示する。そして私見では、本件の場合はこの理
由も結論を導く要因としてかなり大きなもののように感じられる。

一般論として、ある商品を何年も使用してから売買契約を解除するということ
が信義則違反になることはありうるが、コンピュータの場合は、
それに加えて、急速な技術発展のために製品がごく短期間に陳腐化し、市場価値
を失うという事情がある。しかしこの特殊事情を契約の履行に際してどう評価す
るか問題は問わないわけではない。すなわち、本事案ではプログラムの提供債務を
付随的債務としたので、信義則を持ち出さなくても、解除否定の結論が導けたが
、もし右の特殊事情を強く考慮すると、たとえプログラム提供債務が要素たる債
務である（それゆえ、そのかぎりでは不履行による解除可能）と判定されても、
信義則によって解除が制限されるといふ構成がとられる可能性もある。もつと
、何年も使ってその間に目的物が陳腐化したという状況を作出した事情が問われ
るべきなのであって、単なる売主側の怠慢によってプログラムの引渡し延び延
びになっていたという場合であれば、業をにやした買主の解除を、信義則のこ
のような用い方で封じることができないといふべきである。いまこの問題をこれ
上詳細に論じる余裕はないが、陳腐化の激しい商品（その意味で本来はリース契
約などに適当なもの）を売買契約の目的物として何らかのトラブルが起り、解決
が長引いた場合に、その間の目的物の市場価値の下落のリスクをどう処理する
か、という一般的な命題に関係する問題として提示しておきたい。

5 コンピューター売買契約と錯誤あるいは瑕疵担保

コンピュータを購入したところ、当初それによって達成できるとかんがえら
れていた（あるいは、そのようなふれこみであった）事務処理ができないことが
わかった、という場合には、錯誤（民法95条）あるいは瑕疵担保（民法570
条）の問題があらわれる。この場合も、まずそれがハードウェアの問題なのか
ソフトウェアの問題なのかを見極め、それによって分けて考察する必要がある。
(1) ハードウェアの問題

たとえば、計算機本体の処理能力が小さすぎたために、どのようなプログラムを組んでも、予定した処理は、10年12月15日までに、どのようないことがわかって、という場合、大正10年12月15日までに、どのようないことがわかって、の判例（大判大正10年12月15日）の、どのようないことがわかって、あるいは瑕疵担保という古典的な問題には、馬力の足りなかつた中古電動機と異なり、計算機に与えられていた能力を、売主側が、ある特定のプログラムの実行との関連で読み違えて（過大評価して）性能を保証していたということになろう）。

この点については、リース契約の事例ではあるが、コンピュータを目的とし、た事案の希少な裁判例が存在する。④東京地判昭和55年9月25日（判例時報996号84頁）がそれであるが、この事案は、呉服の加工・販売を営むY社が、加工台帳への記入、在庫・売上・整理集計、給与計算等の総合経営管理システムを確立するためにコンピュータを導入を考えていたところ、A社がコンピュータを売り込み、右総合経営管理システムが可能であると確約したことによって、AYで協議の上選定したB社製のコンピュータ「システム100」を、いわゆるファイナンスリースの形で導入した（AがXに売り、YはXから賃借。判決文は「賃借」と表現している）ので、以下その表現に従う）。しかし賃借後、A社の技術者が数ヶ月かかってプログラミングを試みたが、システム100の処理能力が小さかつたため、Yの右業務を処理することができず、Yが希望しAが確約した総合経営管理システムの実現は、全く夢物語であることが判明した、といふものである。Yはそのことが明らかになった時から賃料を支払わず、これに対してXは契約を解除して契約時の約定から算出された違約金を請求して訴えを提起したのであるが、本件はリース契約であるため、判決は、Xは本件コンピュータの性能については関知しておらず、XY間には性能保証特約はなく、またY主張の錯誤についても動機の錯誤であってXとの関係では表示されていないとし、Yのリース料支払債務の不履行を認め、Xの違約金請求を認容している。しかしこれがAからYへの売買であったならば、前記事実（AからYに対し総合経営管理システム確立の確約があり、Yはそれを信頼して購入した）のもとでは、（処理能力の限界はソフトで克服できるものではないと思われるので）、錯誤あるいは瑕疵担保の規定を根拠に契約の解除を認めることが相当であろう。

（2）ソフトウェアの問題

右のごとき問題がソフトウェアが原因で起こった場合、すなわち、計算機自体の処理能力は十分なのだが売主が確約した通りの仕事をソフトを引渡せない（作成できない）という場合は、いささか別の考察を必要とする。まず瑕疵担保から考えると、この場合は、売主の目的物（計算機本体）の隠れた瑕疵と言いくらい（ただし、売主から買主への計算機性能保証特約が、一定のソフトウェアを乗せて動かした形でなされていなければ別かもしれない）。そして、問題のソフトウェアが他のソフト開発会社に作らせればできるというものであれば、コンピュータ本体の解除はできないとされる場面もあるかと思われる（その場合は、他のソフト会社に作らせた費用と遅延損害金を賠償請求することは当然である）。一方錯誤のほうは、問題の原因がたとえソフトに存在するものであっても、錯誤を主張する買主の側には特に制約が加わ

るに、「売主がこのコンピュータでこういう仕事ができると約束したのでそう信じて購入したが実際にはできなかった」というだけの事実で錯誤を主張すればよい。ただし、前掲④判決もそうしたように、通常は、要素の錯誤ではなく動機の錯誤とみなされると思われているので、判例理論に従えば、錯誤無効が認められるためには、動機が表示されていることが必要となる。

(3) プログラム作成能力についての錯誤

右に述べた錯誤は、いわば錯誤の当り前の使い方である。しかし、もう一度最初の本件事案にさかのぼって考えてみると、本件では、買主たるYに、「コンピュータの性能を信じた錯誤」ではなくて、「プログラムを自分で書いてコンピュータを使いこなせると信じた錯誤」があったようにみえる。この「錯誤」はどのような法的評価を受けるものであろうか。今日のパーソナルコンピュータの購入者の中には、現実にはこのような「見込み違い」がかなり多いのではなからうか。市販の安価な素人向けのパソコンの場合には、マニュアルを讀んで理解できなければ、買った本人が悪いということでも済んでしまうのかもしれないが、もし本件のようなオフィスコンピュータ程度のもので、Yのような多少コンピュータの心得がある自認するレベルの人間（このレベルが一番問題なのでありろうが）に対し、売主側が甘言を弄したり、説明すべき義務を尽くさなかったりして「自由にプログラミングして使える」という錯誤に陥らせたような場合には、これを法的保護に値する錯誤とみてもよい場合がありそうに思われる。現在のようにならざるに独自に開発された新しい簡易言語によるソフトも多くある状況では、この種の問題が、一種の消費者問題として現れてくる可能性もあると予想される。

6 大阪地判昭和60年7月5日

(1) 事案の概要と判決の要旨

Xは、コンピュータ一式をWから買い受けてYにリースしたが、Yがリース料を支払わないので、Yおよび連帯保証人であるZに対し、未払リース料等を請求した。一方、Yは、リース物件にはコンピュータのほか、原価計算のためのプログラムも含まれており、そのプログラムには瑕疵が多く、未完成のままであり、Xの債務不履行を理由にリース契約を解除し、あるいはYの錯誤により無効であるとして、リース料支払義務を争い、さらに、XおよびWを相手として、いくつもの法律構成で、既に支払ったリース料相当額の損害賠償を請求した。本判決は、本件リース契約には、Yが借受証を交付したときは、Xはリース物件のすべての瑕疵について責任を負わない旨の特約があり、コンピュータとプログラムの一体性から右特約はプログラムにも及ぶものであるが、右特約は、リース契約が実質的に金融的機能を営み、Xがリース物件の選定、納入等に一切関与せず、その瑕疵に対処する能力がなく、また、物件の売主であるWに直接責任を追及が可能であること等の理由から、特段の事情がない限り、信義則に反するものとはいえず、また、Yの錯誤も動機の錯誤にすぎないとして、Xの請求を認容し、YのXに対する請求を棄却した。また本判決は、YのWに対する請求については、XW間の本件コンピュータの売買契約には、Wが物件に対する瑕疵担保等については、借主に対し直接責任を負う旨の特約があることから、これを第三者のためにする契約であると認め、Yの受益の意思表示により、WはYに対しも、物件の瑕疵に関し直接責任を負うべき旨判示したが、証拠上、本件プログラムは未完成であると認められないとして、結局YのWに対する請求も棄却した。

(2) 若干の考察

本判決は、法律的には、ファイナンス・リース契約におけるリース会社のユーザーに対する瑕疵担保責任免責特約に關する判決と位置付けられる。この特約自体については、これまでも原則として有効とされており、この点では本判決は何ら目新しいものではない。ただ、そのようにユーザーからリース会社への瑕疵担保責任追及が制限される反面、ユーザーからリース物件の売主（ディーラー）に対しても、何らかの法律構成により、リース物件の瑕疵についての責任追及ができるものとするのが通説であるが、その点につき、本判決がリース会社と売主との間に第三者のためとする契約の存在を認定したのが、そのような法律構成を取った初の裁判例であるとしていささか注目されただけである。しかしこの報告の視点からすれば、本判決はそれ以外のところでいくつかの問題点を含む。

(イ) プログラム供給義務の不履行（不完全履行）によるリース契約の解除

本件でYは、本件リース契約のリース物件には本件コンピューターのほか本件プログラムを含むものであり、同プログラムの不完全履行を理由に本件リース契約を解除すると主張した。これに対して裁判所は、本件リース契約には、「本件コンピューター一式に規格、仕様、性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵がある旨の通知を検査期間内にすることなく所定の借受証をYからXに交付したときは、以後Xは右コンピューターのすべての瑕疵について一切その責任を負わない」旨の免責特約があることを理由に、「したがって、本件コンピューターとプログラムの一体性から右免責特約は本件プログラムにも及ぶものと認めることができるから、本件リース物件に本件コンピューターのほか本件プログラムを含むかどうか、本件プログラムに瑕疵があるかどうかについて判断するまでもなく、同特約により、Yのなした契約解除は効力を有しない」と判示している。しかし、私見によれば、この判断は即断に過ぎると思われ。すなわち、①コンピューターとプログラムとに「一体性」があることは何をもってそういえるのか。本判決ではプログラムの内容等、実質的な検討は何らなされていない。その「一体性」から、コンピューターについて免責特約がプログラムにも及ぶというが、たとえばパッケージプログラムならそう言えても、特殊なアプリケーションプログラムだとした場合にはそうは言えない可能性もある。②本件リース物件に本件プログラムを含むかどうかは判断するまでもないとしているが、これはやはり結論を左右する重要なポイントである。右に引用した免責特約の文言からは、「コンピューター一式」の「一式」にプログラムも入ると解釈しない限り、含まれないことになる（実際、最近では一部のリース会社は、「コンピューターおよびソフトウェアの一式」という文言の免責特約条項を採用している）。

(ロ) ファッションとしてのOA化の歪み

しかしながら、Yの主張を排斥した本判決の結論は、本事案を詳細に見れば、ごく妥当といえる。Yのいう本件プログラムの瑕疵は、どれも単なる入力ミスやデータの未入力によるものであり、またY社の担当女子職員はコンピューターに關する知識もなく、Wの社員の指導も効果が上がらなかつたといっているので、言わば典型的な、「OA化を試みて思うように使いこなせず失敗した」ケースのように思われるからである。今後はこの種の法的トラブルの増加が予想される。

（本報告の前半部分については、既に判例タイムズ543号89頁以下に発表した）